



ISSJの養子縁組

ISSJは ひとりひとりの子どものニーズに合わせた
養子縁組を行っています

目次

- P3 ISSJの養子縁組について
- P4 実親の方へ
- P5 相談機関・支援者の方へ
- P6 養親になりたい方へ
- P7 国際養子縁組を希望される方へ



ISSJの養子縁組について

ISSJの養子縁組は、原則として養親となる者と養子となる者との国籍が二カ国以上にわたる国際養子縁組です。

- ISSJは、子どもは生まれた国で親といっしょに暮らし、成長する権利があると考えています。こうした子どもの権利を守るためには、養子縁組の他に子どもを守る選択肢がないかどうかを十分に検討することが必要です。ISSJは、実親の方と時間をかけて話し合うことを大切にしています。
- ISSJは、養子縁組を養親希望者のための手続きではなく、家庭を必要としている子どものための手続きと位置づけています。家庭で育つ機会にめぐまれない子どもの「家庭養護」の選択肢として養子縁組を行っています。



実親の方へ

ISSJは予期せぬ妊娠や出産・子育てに悩んでいる方の相談に応じています。あなたの周りにどのような支援の輪があり、どのようなサービスを利用すれば子育てができるのかを一緒に考えてみませんか。

まずは、お電話やメールでご相談ください。

Q1

妊娠中ですが養子縁組を選択するかどうか迷っています

A 子どもを育てていくために、どのようなサービスを利用することができるのか考えることを大切にしています。相談を継続されるなかで、自分で育てる選択をする方もいます。

Q2

5歳と3歳の子どもを児童養護施設に預けています
これからも引き取って育てることができそうにありません

A どうしたら実親の方が育てることができるのかを一緒に考えてみましょう。養子縁組以外の選択肢があるかもしれません。実親の方が養子縁組を選択された場合には、きょうだい一緒の委託を優先しています。

Q3

相談にはお金がかかりますか？

A 実親の方からのご相談は無料です。お電話だけでなく、事務所にお越しのいたり、こちらからお伺いをして、お話をお聞きしたりすることもできます。

相談機関・支援者の方へ

ISSJは、人が国境を越えることによって生じる様々な福祉問題の相談に応じています。養子縁組、無国籍の子どもの国籍取得、家族の再統合、面会交流、難民・難民申請者への支援活動などを行っています。

- ISSJは、家庭で暮らすことのできない子どもの「家庭養護」の選択肢として、養子縁組に取り組んでいます。児童相談所、児童福祉施設、医療機関からご相談をお受けすることもあります。
- ISSJは、成人した養子のルーツ探しのご相談にも応じています。養子縁組の記録は永年保存をしています。
- 『児童相談所運営指針』のなかで、ISSJは「国際養子縁組に係る知見を有する法人」として紹介されています。



養親になりたい方へ

ISSJは、子どもに家庭で育つ機会を提供するために養子縁組を支援しています。さまざまな事情によって、家庭で育つことができない子どもを迎え入れたいと希望される方は、お電話でご相談ください。

- ISSJの養子縁組は、養親希望者のための手続きではありません。子どもがほしいから養子縁組をするのではなく、親を必要としている子どものために養子縁組の手続きをすると考えてください。
- ISSJの養子縁組プログラムについて詳しく知りたいという方は、お電話でお問い合わせください。希望者には申請書をお送りし、養子縁組のオリエンテーションをご案内します。

Q1

養親候補者として登録する手続きを教えてください

A 養親になりたい方には家庭調査(個人面接、夫婦面接、家庭訪問を含む)を実施しています。

Q2

養親候補者として登録されてから子どもの委託までの待機期間はどのくらいですか？

A 子どものニーズに合わせて委託をするため、待機期間の予測はできません。また、委託のお約束をすることもできません。

国際養子縁組を希望される方へ

ISSJの養子縁組には
日本に住む養親候補者に子どもを委託する「国内委託」と
外国に住む養親候補者に子どもを委託する「国外委託」があります。

ISSJが委託をする子どもは、日本に暮らしています。養親となる方に引き取られるということは、慣れ親しんだ人や場所から離れるという喪失体験を子どもに課します。ISSJは、子どもの負担をできるだけ少なくするため、「国内委託」を優先しています。子どもにとって最適と思われる養親候補者が国内では見出せない場合に「国外委託」を検討します。

Q1

外国で暮らしていますが、日本からの養子縁組を希望しています。国際養子縁組を申請することは出来ますか。

A 国際養子縁組を実現するためには、養親となる方と養子となる子どもの出身国の法律や、養親となる方が住む国の移民法などを事前に調べる必要があります。まずは、お電話やメールでご相談ください。





社会福祉法人 日本国際社会事業団(ISSJ)

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F

電話：03-5840-5711 (月～金 10:00～17:00)

FAX：03-3868-0415

E-mail：issj@issj.org (日本語、英語、タガログ語、タイ語)

URL：www.issj.org

発行日 2015年3月

発行 社会福祉法人 日本国際社会事業団

この冊子は 独立行政法人 日本福祉医療機構の助成により作成しました

